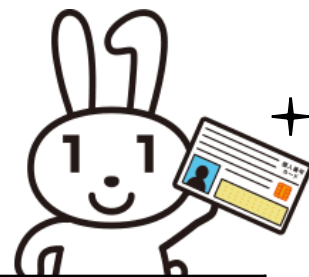


マイナンバーカードの 特急発行

特に速やかな交付が必要となる方を対象に
通常より早い期間でカードを発行します



○ 対象となる方

- 1歳未満で、初めてカードを申請する方 **期限に注意！**
- 海外から転入し、届出日から30日以内に初めてカードを申請する方
※届出日の翌日を1日目とし、30日目が閉庁日の場合は翌日以降の開庁日が期限となります
※転入以前にカードをお持ちだった方も対象となります
- カードを紛失・焼失・著しく損傷した、またはICチップが不良となり、その後初めてカードを申請する方
- 追記欄の余白が無くなり、新たな住所情報などを更新できず、その後初めてカードを申請する方
- その他(無戸籍者、中長期在留者等で住所または在留資格の届出を行った方 など)

× 対象とはならない方 ※注意！

- 「対象となる方」以外で、初めてカードを申請する方
- カードや電子証明書の有効期限を更新する方
- 異動日から14日以内または転出予定日から30日以内のどちらか早い期日までに転入届をしなかった、または転入手続き後90日以内に継続利用をしなかった等で、マイナンバーカードが失効してしまった方
- 外国籍で在留期間の更新があった際に、マイナンバーカードの有効期間を延長せず失効してしまった方

●申請窓口

板橋区役所本庁舎南館2階 マイナンバー総合案内(26番窓口)

月曜日から金曜日※ 8:30~17:00(火曜日は~19:00)

第二日曜日 9:00~17:00

各区民事務所(仲町、常盤台、志村坂上、蓮根、下赤塚、高島平)

月曜日から金曜日※ 8:30~17:00

各区民事務所は
令和7年2月以降 受付開始

※祝日・年末年始[12/29~1/3]を除く

●お持ち物

- ① 本人確認書類
- ② 新たなカードで使用する写真(1歳未満は不要)
- ③ 所持しているマイナンバーカード(既に交付を受けている方で、紛失・焼失による再交付の場合を除く)
- ④ 個人番号通知書及び住民基本台帳カード(いずれも、お持ちの方のみ)
- ⑤ 手数料 **2,000円**(③がない、紛失又は著しく損傷した場合)
- ⑥ 戸籍謄本や登記事項証明書など代理人の資格を確認できる書類※(法定代理人による申請の場合)
※15歳未満の方と親権者が同一世帯かつ、親子の関係を区の端末(住民票の情報)で確認できる、または板橋区が本籍の戸籍謄本で確認できる場合は不要

詳しくは裏面をご覧ください



●注意事項

- 申請にはご本人の来庁が必須ですが、1歳未満で初めてマイナンバーカードを申請する方は、出生届と同時に手続きをすることで、ご本人の来庁が不要となります。詳しくはチラシ「**出生届を提出された方へマイナンバーカードの特急発行**」をご覧ください。
- 手続きには20~30分程度要します。お時間に余裕をもってお越しください。
- 申請後は、申請のキャンセルや、手数料の払い戻しをすることはできません。
- 再交付の場合、申請時に旧マイナンバーカードを失効させるため、新たなカードを入手するまでの間はお手元にカードが無い状態となります。また、失効したマイナンバーカードを元に戻すことはできないため、くれぐれもご注意ください。
- 最短で7開庁日程度での発送となりますが、申請方法、マイナンバーカードを作成する地方公共団体情報システム機構(J-LIS)での遅延、予期せぬシステムトラブル、郵送に要する時間など、諸条件により遅れる場合があるため、お約束はできない点につきご了承ください。

●お手続きの流れ

ご本人の申請	
本人確認書類【A】をお持ちの方	本人確認書類【A】をお持ちではない方
① 本人確認書類【A2点】又は【A1点とB1点】とその他お持ち物を用意する ② 窓口で申請手続きを行う ③ 最短7開庁日程度で、J-LISからカードを発送(簡易書留・速達)	① ご本人または同世帯員が、板橋区マイナンバーコールセンターに電話し、「照会書兼回答書」の発送依頼をする ② 2～3開庁日程度で、板橋区から「照会書兼回答書」を転送不要郵便で発送 ③ 「照会書兼回答書」と、本人確認書類【B2点】と、その他お持ち物を用意する ④ 窓口で申請手続きを行う ⑤ 最短7開庁日程度で、J-LISからカードを発送(簡易書留・速達)

法定代理人(親権者や成年後見人の方)による申請	
本人確認書類【A】をお持ちの方	本人確認書類【A】をお持ちではない方
① <u>ご本人と法定代理人それぞれの</u> 本人確認書類【A2点】又は【A1点とB1点】とその他お持ち物を用意する ② <u>ご本人と法定代理人が来庁し</u> 、窓口で申請手続きを行う ③ 最短7開庁日程度で、J-LISからカードを発送(簡易書留・速達)	① 法定代理人が、板橋区マイナンバーコールセンターに電話し、「照会書兼回答書」の発送依頼をする ② 2～3開庁日程度で、板橋区から「照会書兼回答書」を転送不要郵便で発送 ③ <u>ご本人と法定代理人それぞれの</u> 本人確認書類【B2点】とその他お持ち物を用意する ④ <u>ご本人と法定代理人が来庁し</u> 、窓口で申請手続きを行う ⑤ 最短7開庁日程度で、J-LISからカードを発送(簡易書留・速達)

●「本人確認書類」について

- ①原本、有効期限内、氏名・住所など記載事項が最新のものをお持ちください
②B2点の場合、発行元と種類がそれぞれ異なる書類を2点お持ちください
(例) ○母子健康手帳＋医療受給者証 ×診察券＋診察券 ×年金手帳＋年金証書

Aに相当するもの	Bに相当するもの
運転免許証、パスポート（日本国政府発行のもの）、住民基本台帳カード、運転経歴証明書（H24.4.1～）、在留カードまたは特別永住者証明書（写真有）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳）、一時庇護許可書、仮滞在許可書、★マイナンバーカード（写真有） ※有効期限内であっても顔写真から本人との同一性の確認が困難な場合、もう一点本人確認書類をご提示いただく場合があります。 ※★マイナンバーカードは、最新の氏名・住所が記載されており、顔の同一性が確認できた場合に限り、有効期限切れであっても本人確認書類として認められます。なお、印字部分の余白なしに伴う再交付の場合は、有効期限内であれば氏名・住所が旧情報でも可となります。	健康保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、資格確認書、年金手帳（基礎年金番号通知書）又は年金証書、社員証、学生証又は学校名が記載された各種書類（学校法人のものに限る）、医療受給者証、★母子健康手帳、診察券、在留カード（写真なし）、生活保護受給者証（保護決定通知書）、マイナンバーカード（写真なし）など ※上記事項について「氏名・生年月日」または「氏名・住所」で本人確認をします（氏名のみは受付不可）。氏名は住民票に記載されているものと同一である必要があり、フリガナのみでは受付できない場合があります。 ※★母子健康手帳は、出生届出済証明欄に記載されている情報で本人確認をします。結婚等により姓が変わっている場合などは不可となるため、ご注意ください。

その他、詳細は区ホームページをご確認ください。 ➡ 

●「新たなカードで使用する写真」について

- ①申請手続きの際に、区でスキャンし、原本は返却します。
②写真の規格については、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。
③板橋区役所本庁舎南館2階 マイナンバー総合案内（26番窓口）では、写真撮影や、LoGoフォーム※によるデータの受領も行います。
詳しくは、区ホームページをご覧ください。

- ②マイナンバーカード
総合サイト 
- ③区ホームページ
(特急発行について) 